

29 豊まち第 92 の 2 号
平成 29 年 9 月 29 日

豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合
理事長 石黒 功 様

豊橋市長 佐 原 光 一



豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合の
事業計画の変更の認可の公告について（依頼）

豊橋駅前二丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更の認可について、別添のと
おり告示しました。

つきましては、都市再開発法施行規則第 39 条第 2 項の規定に基づき、本日から起算
して 30 日間、告示の内容及び施行地区区域図を施行地区内の適当な場所に掲示する必
要がありますので、掲示していただきますようお願いいたします。

担 当	都市計画部 まちなか活性課
電 話	0532-55-8101
電子メール	machinaka@city.toyohashi.lg.jp

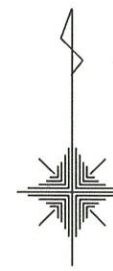
豊橋市告示 第360号

都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」という。）第38条第1項の規定に基づき、次のように市街地再開発組合の事業計画の変更を認可した。

平成29年9月29日

豊橋市長 佐原 光 一

- 1 組合の名称
豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
変更前 平成28年3月24日から平成35年12月末まで
変更後 平成28年3月24日から平成37年3月末まで
- 3 施行地区
豊橋駅前大通二丁目32番地1、32番地2、32番地3、33番地1、33番地2、
33番地3、33番地4、34番地、35番地、36番地、37番地1、37番地2、
38番地1、39番地、40番地、41番地、42番地、43番地、45番地、46番地、
47番地、48番地1、48番地2、49番地1、49番地2、50番地、51番地、
52番地1、52番地2、62番地、71番地の一部、72番地1、72番地2、
73番地の一部、74番地の一部、75番地の一部、76番地の一部、
3・4・64号豊橋駅前通線の一部
- 4 事務所の所在地
豊橋市駅前大通二丁目33番地1
- 5 設立認可の年月日
平成28年3月24日
- 6 変更認可の年月日
平成29年9月29日



豊橋市駅前大通二丁目

豊橋市駅前大通三丁目

道

道



— — — 施行区域

豊橋駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業	
施行地区の区域図	縮尺 1/600
	添付図書(2)